

夏季休業期間及び後期の新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年8月7日

山口県立大学長 加登田恵子

これまで、刻々と変化する新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、都度、授業方法の変更に関するお知らせや感染防止対策に係る注意喚起等を行ってきましたが、令和2年度前期の終了にあたり、今後の感染症対策について方針を定めましたので、お知らせします。

学生の皆様におかれましては、下記の内容をよく理解し対策を行った上で、後期の開始に臨まれるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況が大きく変化した場合には、方針を見直すことがありますので、ご了承ください。

1. 夏季休業期間中の過ごし方について

(1) 生活の拠点

全国的に新型コロナウイルス感染症罹患者が増加している現状を踏まえ、学生の皆さん一人一人が「自分の身を守る」ことを意識して行動することが最も重要です。自宅（アパート等）や帰省先など、夏季休業中の生活の拠点を定め、県をまたいだ市町等への不要不急の外出は控えるようにしてください。特に、感染が拡大し流行している地域との安易な往来は、強く自粛をお願いします。

なお、帰省先で過ごす方で、対面授業やその他の活動等で大学へ通学する必要がある場合には、少なくともその2週間前までに自宅（アパート等）に戻り、健康観察を行ってください。

(2) 新しい生活様式の実践

全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「新たな日常」に対応した行動を実践することが求められています。どこで暮らす場合においても、引き続き、日々の生活の中で、感染を防止するための行動を実践してください。

①基本的感染防止の実践

【具体策】

- 身体的距離の確保
 - ・人との距離は2メートル（最低1メートル）あける
 - ・会話する場合は、可能な限り真正面は避ける
 - ・遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ
- マスクの着用・咳エチケットの徹底
 - ・外出して人と接する機会があるときや、公共交通機関を利用するときなどは、症状がなくてもマスクを着用する
 - ・互いに十分な距離がとれる場所ではマスクを外す（熱中症に注意する）
 - ・マスクを外している時は、ティッシュ、ハンカチ等で「咳エチケット」を実践する
- こまめな手洗い・うがい
 - ・帰宅したら手や顔を洗うとともに、うがいを行う
 - ・手洗いは30秒程度かけ、水と石鹸などで丁寧に行う

② 3 密回避の実践

【具体策】

- 密閉空間の回避
 - ・窓やドアを開け、こまめに換気する
 - ・エアコンでの冷房時も忘れずに行う
- 密集場所の回避
 - ・屋外でも密集するような運動は避ける
 - ・飲食店でも距離をとる
- 密接場面の回避
 - ・間近での会話や発声は避ける
 - ・電車やエレベーターなどでの会話を慎む
 - ・着席はひとつ飛ばしや互い違いに行う

③ 確認の実践

【具体策】

- 体温・体調確認
 - ・日々体温測定を行い、体調を確認して「健康記録票（別紙1）」に記録する
 - ・発熱や風邪の症状が認められる場合は、外出を避け、無理せず自宅で静養するとともに、チューターまたは保健室に連絡する
- 行動履歴の確認
 - ・居所以外の市町等へ移動を行うときは、移動先の感染状況に注意する
 - ・特に感染が流行している地域との往来は、感染防止策を徹底し、慎重に行動する
 - ・県外に移動した場合は、移動した時期や場所、用件に関わらず、いつ、どこに立ち寄ったかといった行動履歴を「行動記録票（別紙2）」に記録しておく

(3) 接触確認アプリ等の活用推奨

夏季休業期間中は、外出等により人との接触が増える可能性があります。自分を守り身近な人を守るためにも、厚生労働省が開発した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をスマートフォンにインストールして活用してください。新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性があれば、通知を受けることができます。通知を受けた場合は、アプリの画面に表示される手順に沿って自身の症状などを選択すると、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

この他にも、生活の拠点となる市町等において独自の通知システムがある場合には、利用登録を積極的に行うようにしてください。

(4) 友人等との会食など

夏季休業期間中は、友人等との会食や飲み会など種々のイベントが行われることが多くなります。最近のクラスターは、飲食店や学生等の若年層が集まる場などで、特に多く発生しています。このような現状を踏まえ、友人等との会食などに参加する場合には、感染防止対策を徹底し「自分

の身を守る」行動をとるよう、強くお願いします。

【感染防止対策】

- 3密が発生する場所は徹底して避ける
- 大人数での会食や飲み会を避ける
- 会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意する
- 大声を出す行動（飲食店等やカラオケ・イベント・スポーツ観戦等での大声）を自粛する
- マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底する

(5) 就職活動等

夏季休業期間中もキャリアサポートセンターは開室していますので、就職に関することで困ったことや不安・悩みがあればキャリアサポートセンターに相談してください。また、夏季休業期間中を利用してインターンシップに参加する方は、キャリアサポートセンターからのお知らせを確認してください。

(6) 課外活動

大学内外での課外活動（サークル活動）は、山口県内の感染者の発生状況や社会の状況等を踏まえ、段階的に緩和することとしています。緩和可能な場合には、YPUポータルにて別途お知らせします。

(7) アルバイト

最近のクラスター発生状況を踏まえ、夏季休業期間中の限定的な期間であっても、引き続き、接客を伴う飲食店等でのアルバイトは、できるだけ自粛してください。

(8) 学内施設の利用等

夏季休業期間中の学内施設の利用は下記のとおりです。夏季休業期間中も、必要な手続きは通常通り行うことができますので、それぞれの窓口にて行ってください。

- ・ 図書館は移転作業のため休館（8/11～9/30）とします。
- ・ ラーニングcommons等の学習スペースは利用を禁止します。自習は自宅で行ってください。
- ・ 教室や体育館等の施設は、課外活動が緩和され許可された場合のみ使用が可能です。
- ・ 売店は感染防止カーテン等の対策を施した上で、8月末までは南キャンパスで営業しています（8/13～23は休み）。9月下旬以降は、3号館に移転し営業を開始する予定です。

2. 後期の授業方法について

(1) 基本方針 変更

令和2年度後期の授業は、原則として遠隔授業とします。ただし、実験・実習等で遠隔では対応できない授業については、感染防止対策に十分配慮した上で対面授業を実施することがあります。

※授業の一部（例えば15回のうち1回）を対面で実施する場合があります。

※授業は全て遠隔で行っても、試験は対面で実施する場合があります。

(2) 授業方法の確認 **継続**

授業方法（遠隔授業または対面授業）は、各授業日の2週間前までにYPUポータルでのコミュニケーションボードで周知されます。コミュニケーションボードは常にチェックするようにしてください。

※履修登録するまではコミュニケーションボードを利用できないため、後期の開始にあたっては、対面で実施する授業を一覧表にまとめて、9月中旬にYPUポータルの「教務部門からのお知らせ」に掲示します。

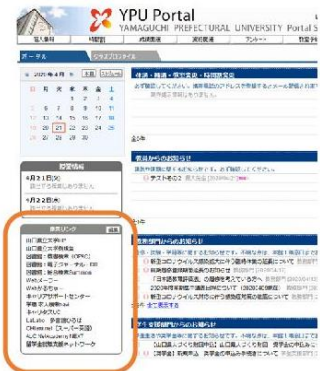
(3) 遠隔授業の受講方法

①遠隔授業の方法 **継続**

遠隔授業はZOOMで行います。前期と同様にYPUポータルの推奨リンクにあるオンライン授業時間割から入ってください。

オンライン講義は、インターネットで行います

- オンライン講義を行う科目には、科目ごとに教室(URL)があります。
- 教室へのリンク集は、YPUポータルの「推奨リンク」に載せます(授業開始までに開設)。
- まずは、YPUポータルにログインしてください。



オンライン講義を行う科目の教室へのリンク集

オンライン授業時間割

月曜授業
火曜授業
水曜授業
木曜授業
金曜授業
土曜授業

1学期	2学期	3学期	4学期	5学期	6学期
【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法
【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法
【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法
【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法	【経済法】経済法 【経済法】経済法

- 曜日別・時限別でオンライン講義を行う科目のリンク集が表示されます。
- 自分の履修している科目を選択して教室に入ってください。
- 教室へは、授業開始時間の5分前から入室できます。
- 履修している科目の授業時間でない場合は、教室に入ることができません(別の科目の教室になっていることもあります)。

②遠隔授業の受講場所 **継続**

遠隔授業は原則として、自宅で受講してください。

前後の時限に学内での対面授業があって自宅との移動が間に合わない場合は、学内で受講することができます。またこれまでと同様に、自宅に通信環境等が整備できない場合も、学内で受講す

ることができます。

学内で受講する場合は、あらかじめ授業に割り当てられた教室で受講してください。（各授業の教室は別途お知らせします。）その際に、遠隔に必要なノートパソコン等の機材は、必ず持参してください。

故障中などやむを得ない理由でノートパソコン等が持参できない場合は、2号館の B203 と B302 を遠隔授業受講専用の教室としますので、設置された機材を使用して受講してください。（機材の数には限りがあります）

③空きコマの待機場所について **継続**

原則として、授業がない時間は学内に留まらずに帰宅し、できるだけ学内での滞在時間が短くなるようにしてください。

遠方から通学している場合等で、授業の合間に学内に留まる必要がある場合は、授業で使用していない教室で待機してください。

(4) 対面授業及び学内で遠隔授業を受講する場合の感染管理対策

①体調不良者の出席停止 **継続**

ア. 体調不良の場合の対応

風邪の症状や発熱等が認められる場合には、無理をして通学せず、自宅で休養してください。この場合の授業の出席の取扱いは「公認欠席」とします。

【大学内で症状がみられる場合】

- ・ 授業担当教員等が、学生の風邪の症状等を認めた場合は、保健室に行くよう指導します。
- ↓
- ・ 保健室で健康観察を行い、自宅休養の必要性を判断します。必要性が認められた場合は、大学において公認欠席の取扱いを行います。（※診断書不要）

【自宅で症状が見られる場合】

- ・ 通学前に学生自らが風邪の症状等を認めた場合は、無理をせず自宅で休養し、健康サポートセンター 保健室（電話）083-929-6512 に連絡してください。（平日 8:40～17:10）
- ↓
- ・ 回復後に、教務部門で公認欠席の手続を行ってください。（※診断書等の提出が必要）

イ. 体調回復後の対応

風邪の症状等がなくなった場合は、大学に連絡をして通学の可否について相談した上で、通学するようにしてください。

次のいずれかに該当する場合に、通学が認められます。

- ・ 風邪の症状等がなくなって5日が経過
- ・ 病院で「通学してもよい」旨の診断があった

【通学の可否に関する相談先】（平日 8:40～17:10）

健康サポートセンター 保健室（電話）083-929-6512

②手洗い、咳エチケット **継続**

大学構内では、感染防止対策の基本である手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットを実践してください。

【具体策】

- ・こまめな手洗いを実施してください。トイレ内ハンドドライヤーは使用禁止です。
- ・建物の入口に手指消毒液を設置していますので、ご利用ください。
- ・キャンパス内では、昼食時等を除き、原則マスクを着用してください。
- ・マスクを外している時は、ティッシュ、ハンカチ等で「咳エチケット」を実践してください。

③教室の換気 **継続**

換気を徹底するため、教室は原則として窓を開けて使用してください。

【具体策】

- ・原則、外気側の窓と出入口のそれぞれ1か所以上を開けたままとします。(強風等の場合は外気側の窓等を閉めてもよいが、適宜換気する。)
- ・冷暖房を使用する場合でも、窓や出入口は閉め切らずに、常に換気ができる状態としてください。
- ・換気設備は、常に「運転」の状態にしておきます。

④着席間隔 **継続**

近距離での会話や発声を防止するため、教室等での着席間隔はできるだけ離してください。

【具体策】

- ・教室内では、できる限り離れて着席してください。可動機の場合は座席同士が1m以上離れるように配置していますが、長机の場合は「一つ飛ばし」で着席してください。
- ・ゼミやグループワーク等で近距離の会話や発声がある場合は、マスクを着用してください。マスクがない場合は十分な距離(対面で2m)を保つようにしてください。

⑤昼食 **継続**

昼食は、食堂または教室内でとるようにしてください。いずれの場合も、教室の換気や着席間隔の確保等の感染防止対策に十分留意し、特にマスクを外している時の対面着席や会話は行わないようにしてください。

⑥自習等 **変更**

学内での自習は、図書等の閲覧を除き、できるだけ控えてください。

【具体策】

- ・図書館は、図書等の閲覧に限り利用可能とします。ただし、平日夜間及び土日の特別利用や、学外者(卒業生を除く)の利用はできません。
- ・ラーニングコモンズ等の学習スペースは利用を禁止します。

3. 相談先

○授業等に関する相談（平日 8:40～17:10）

夏季休業期間中に開講される集中講義に関することや、後期からの授業等に関して不安がある場合は、教務部門に相談してください。

教育研究支援部 教務部門 （電話）083-929-6506

○体調管理に関する相談（平日 8:40～17:10）

夏季休業期間中においても、風邪の症状や発熱等が認められる場合は、必ずチューターまたは保健室に連絡してください。

もしも、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や濃厚接触者に該当した場合には、必ずチューターまたは保健室に連絡してください。

健康サポートセンター 保健室 （電話）083-929-6512

○心の健康に関する相談（平日8:40～17:10）

新型コロナウイルス感染症に関する不安や、その他の大学生活に関する不安や問題がある場合は、学生相談室に相談してください。

健康サポートセンター 学生相談室 （電話）083-929-6511

○就職活動やインターンシップ等に関する相談

就職に関することで困ったことや不安・悩みがあればキャリアサポートセンターに相談してください。

キャリアサポートセンター （電話）083-929-6501

○課外活動やアルバイト等に関する相談（平日 8:40～17:10）

課外活動（サークル活動）やアルバイト等に関して困ったことがある場合は、学生支援部門に相談してください。

学生部 学生支援部門 （電話）083-929-6507

○その他全般的な相談

大学生活に関するさまざまな悩み事がありましたら、各チューターに相談してください。

健康記録票

所属 (学科/研究科/別科)		学籍番号		氏名	
-------------------	--	------	--	----	--

※毎日の体温・症状を記入してください。

体温を記入し、該当する症状があれば○をつけてください。記載している症状以外の症状がある場合には、「その他」の欄に記入してください。

月日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
症状など							
体温 (°C)							
咳・痰							
呼吸困難 (息苦しさ)							
鼻汁・鼻閉							
咽頭痛							
頭痛							
下痢							
倦怠感 (だるさ)							
味覚・嗅覚異常							
その他							
月日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
症状など							
体温 (°C)							
咳・痰							
呼吸困難 (息苦しさ)							
鼻汁・鼻閉							
咽頭痛							
頭痛							
下痢							
倦怠感 (だるさ)							
味覚・嗅覚異常							
その他							

